

駐在所勤務警察官の家族に対する報償金の支給について（例規）

〔最終改正 令和元. 12. 25 例規会第38号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

警察活動が警察署を中心とする交番、駐在所等いわゆる第一線活動を基盤とするとはいうまでもないが、中でも駐在所は、かなり広範な受持区域を単独で担当する勤務の場であるとともに家族の日常生活の場でもあるため、勤務の警察官が不在中は、その配偶者その他の家族が、庁舎の維持管理はもとより、住民の諸願届の受理をはじめ所要の連絡手配、事件発生時の緊急措置に携わるなど、警察用務に対する直接協力の功労及びこれらに対する精神的な負担等多大であるので、これに感謝の意を表するため次により報償金を贈与することとしたから、その運用を誤らないようにされたい。

記

第1 駐在所勤務警察官の家族に対する報償金取扱要綱

- 1 報償金は、京都府警察の駐在所（警察官及び家族が駐在所勤務と同一の条件にある交番を含む。以下同じ。）に勤務する警察官（以下「駐在所勤務警察官」という。）と同居している配偶者その他の家族であつて、常に警察用務に協力している者のうち、警察署長が認定した者1人に対して贈与する。
- 2 報償金は、月額75,000円とする。
- 3 報償金は、1か月のうち、15日以上その駐在所にあつて、警察用務に協力した者に対して贈与する。ただし、勤務替等により、駐在所を異にした場合には、それぞれの警察用務に協力した日数を通算して贈与することができる。
- 4 報償金は、原則として、口座振替の方法により贈与するものとする。ただし、口座振替の方法が適当でない場合には、資金前渡の方法により贈与するものとする。

第2 運用

1 贈与を受ける者の認定

報償金は、原則として駐在所勤務警察官の配偶者に対して贈与するものであるが、配偶者がいない場合又は配偶者であつても別居、病気療養その他の理由により配偶者自身が協力できない場合は、同居の家族のうち、事実上協力している者のうち1名（なるべく20歳以上の者）に贈与するものとし、その状況をよく調査して認定すること。

2 勤務替等による場合の日数通算

警察署相互間及び署内の配置替えなどにより異動した場合は、その月中のものに限り、前任駐在所と後任駐在所において協力した日数を通算して15日以上ある場合には贈与するものとする。

3 贈与する時期

報償金は、原則、当月分を翌月の職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6-2）第47条に規定する給料の支給日までに贈与すること。

4 支出方法

(1) 支出の方法は、次に掲げるところによるものとする。

ア 警察署長は、当月分の報償金の内訳が、事実と相違ないことを証明した上で支出の手

続を行うこと。

イ 口座振替の方法による報償金の支出は、駐在所勤務警察官家族報償金振込口座申出書（別記様式）により申出のあつた贈与を受ける者名義の口座に振り込むことにより行うこと。

ウ 資金前渡の方法による報償金の支出を行つたときは、贈与を受けた者から領収書を徴すること。

(2) 警察署を異にする異動があつたときは、新旧両所属においてよく打合せを行い、重複支給又は脱漏することのないようにすること。

第3 施行時期および旧例規の廃止

- 1 この例規は昭和38年10月22日から施行し、報償金の支給については、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 駐在所勤務警察官の家族に対する報償金取扱要綱の制定実施についての例規通達（昭34.12.18：4京会第483号4京警務第2180号）は、廃止する。

駐在所勤務警察官家族報償金振込口座申出書

年 月 日

京都府 警察署長 殿

申出人

住 所
(駐在所)

駐在所勤務警察官の階級・氏名

贈与を受ける者の氏名

㊞

(駐在所勤務警察官との続柄)

私が、贈与を受ける駐在所勤務警察官家族報償金については、下記の指定口座へ振り込むよう申し上げます。

記

振 込 口 座	金融機関及び 支店等の名称	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	
	預 金 種 目	普通預金	当座預金	その他 ()
	口 座 番 号			
	(フリガナ) 口 座 名 義 人			

備考 振込口座は、贈与を受ける者名義の口座に限る。